

第三セクターに関する指針に基づく経営健全化の検討・方針策定の必要性について

(1) 経営健全化の検討・方針策定

市長は、次の「(2)経営健全化の検討・方針策定の判断基準」に該当する対象法人について、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに経営健全化方針を策定する。

(2) 経営健全化の検討・方針策定の判断基準

以下各号いずれかに該当する法人

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

※ 参考(評価の対象とならない法人)

- ①公益社団法人水産加工排水公社
- ②石巻魚市場株式会社
- ③株式会社石巻青果
- ④牡鹿産業株式会社
- ⑤株式会社元気いしのまき

第三セクターの経営状況に伴う経営健全化の検討・方針策定の必要性について

No.	法人名	担当部署	判断基準 抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人						経営健全化の検討・方針策定の必要性
			(1) 債務超過にあること	(2) 実質的に債務超過にあること	(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること	(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること	(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること	(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること	
1	公益財団法人石巻地域高等教育事業団	総務部総務課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
2	株式会社かほく・上品の郷	河北総合支所 地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
3	一般社団法人おしかパブリックサービス	牡鹿総合支所 地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
4	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	産業部観光課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
5	一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
6	株式会社街づくりまんぼう	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
7	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団	教育委員会 生涯学習課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
8	石巻産業創造株式会社	産業部 産業推進課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無
9	網地島ライン株式会社	復興政策部 地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	無

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和3年度）

法人名	公益財団法人石巻地域高等教育事業団
担当部・課	総務部総務課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	H30	R1	R2
総資産	139,088	137,729	136,677
負債	16	14	3
正味財産・純資産	139,071	137,715	136,674

※単位：千円（千円未満切捨て）

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,075,533（R2） = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和3年度）

法人名	株式会社かほく・上品の郷
担当部・課	河北総合支所地域振興課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	H30	R1	R2
総資産	205,903	202,219	188,553
負債	82,344	98,875	85,543
正味財産・純資産	123,559	103,344	103,010

※単位：千円（千円未満切捨て）

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,075,533（R2） = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和3年度）

法人名	一般社団法人おしかパブリックサービス
担当部・課	牡鹿総合支所地域振興課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	H30	R1	R2
総資産	28,335	23,392	24,410
負債	16,855	11,411	11,748
正味財産・純資産	11,480	11,981	12,661

※単位：千円（千円未満切捨て）

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,075,533（R2） = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和3年度）

法人名	公益財団法人慶長遣欧使節船協会
担当部・課	産業部観光課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	H30	R1	R2
総資産	1,282,022	1,241,002	1,241,769
負債	28,624	10,290	21,451
正味財産・純資産	1,253,397	1,230,711	1,220,317

※単位：千円（千円未満切捨て）

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,075,533（R2） = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和3年度）

法人名	一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター
担当部・課	産業部商工課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	H30	R1	R2
総資産	63,602	62,714	61,964
負債	3,018	3,341	2,176
正味財産・純資産	60,584	59,373	59,787

※単位：千円（千円未満切捨て）

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

$$\left(\boxed{0} \right) \div 40,075,533 \text{ (R2)} = \boxed{0.00\%} < 11.25\%$$

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和3年度）

法人名	株式会社街づくりまんぼう
担当部・課	産業部商工課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	H30	R1	R2
総資産	155,343	161,156	166,912
負債	34,901	28,755	43,218
正味財産・純資産	120,442	132,401	123,693

※単位：千円（千円未満切捨て）

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,075,533（R2） = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和3年度）

法人名	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
担当部・課	教育委員会生涯学習課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	H30	R1	R2
総資産	223,045	227,221	240,791
負債	40,569	46,244	69,123
正味財産・純資産	182,476	180,976	171,668

※単位：千円（千円未満切捨て）

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,075,533（R2） = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和3年度）

法人名	石巻産業創造株式会社
担当部・課	産業部産業推進課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	H30	R1	R2
総資産	777,200	781,838	786,593
負債	22,489	25,333	22,685
正味財産・純資産	754,710	756,505	763,907

※単位：千円（千円未満切捨て）

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,075,533（R2） = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和3年度）

法人名	網地島ライン株式会社
担当部・課	復興政策部地域振興課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	H30	R1	R2
総資産	366,825	459,542	317,062
負債	276,332	313,138	287,095
正味財産・純資産	90,492	146,404	29,967

※単位：千円（千円未満切捨て）

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,075,533（R2） = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）